

2016年10月24日
(2016年10月25日更新)

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

鳥取県中部地震に係る災害救助法適用地域のご契約のお取扱いについて

このたびの鳥取県中部地震により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの地震により災害救助法が適用された地域（倉吉市・東伯郡湯梨浜町・東伯郡北栄町・東伯郡三朝町）で被災されたお客さまには、以下のお取扱いをいたします。

○ 災害死亡保険金、災害入院給付金等は全額お支払いいたします

- ・地震による災害の場合の保険金お支払いにつきましては、通常の災害の場合とは異なり、保険金等を減額してお支払いする場合がありますことを約款に定めておりますが、今回はこの規定を適用せず、保険金等を全額お支払いいたします。

○ 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法の適用を受けられた地域にお住いのお客さまの場合には、お申し出によりこの払込猶予期間を、最長6か月（2017年4月30日）まで延長いたします。

○ 保険金等のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・保険金・給付金等のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。
- ・本来入院による治療が必要であったものの、地震により入院治療が受けられなかった場合も、医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

○ 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

<お問い合わせ先> お客さまサービスセンター

電話 : 0120-324-386 (無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます)

受付時間 : 月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除きます)

以 上